

特定健診、ぎふ・すこやか健診のご案内

	特定健康診査	ぎふ・すこやか健診
対象となる方	神戸町国民健康保険に加入している40歳から74歳の方 ※令和2年6月末現在の国民健康保険加入者の方に受診票をお送りします。7月以降に国民健康保険に加入された方で特定健康診査をご希望の方は、お申出ください。 ※7月以降に75歳の誕生日を迎えられる方は、特定健康診査の健診対象です。	後期高齢者医療制度に加入している方
対象外となる方	・妊産婦や病院または診療所に6ヵ月以上入院中の方 ・障がい者支援施設や老人ホーム等に入所または入居中の方	
受診方法 (年1回)	●受診票送付時期 7月下旬 に受診票と案内を送付します。	●受診票送付時期 6月下旬 に受診票と案内を送付しました。
	●健診期間 (個別健診)8月～11月 ※場所:神戸町内指定医療機関 ※医療機関によっては、予約の必要な場合がありますので、受診票に同封されたご案内をご確認ください。 (集団健診)10月18日(日)・11月15日(日) ※当日の受診受付①8:30～、②9:30～、③10:30～ ※場所:神戸町保健センター ※10月18日、11月15日の定員は、各日70人 ※(要予約)予約は、住民保険課まで定員になり次第、締め切ります。	●健診期間 7月～10月 (町内指定医療機関のみ) ※医療機関によっては、予約の必要な場合がありますので、受診票に同封されたご案内をご確認ください。
	※今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、健診期間の混雑を緩和するため、受診期間を延長します。 ※健診期間を過ぎると受診できませんので、健診期間内に受診していただきますようお願いいたします。	
持ち物	① 国民健康保険被保険者証 ② 受診票 ③ 自己負担金(1,000円)	① 後期高齢者医療被保険者証 ② 受診票 ③ 自己負担金(500円)
その他	※受診する際はマスクを着用し、当日体調が悪い場合は、受診前に電話にて受診する医療機関にご相談ください。 ※岐阜県に、新型コロナウイルス感染症による非常事態宣言が出されている期間は、受診することができません。	

令和2年度

国民健康保険税率のお知らせ

7月は、国民健康保険税普通徴収の本算定です。

7月中旬に世帯主宛に納税通知書をお送りいたしますので、内容をご確認ください。

【令和2年度の国民健康保険税の計算方法】

国民健康保険税 = 医療給付費分 + 後期高齢者支援金分 + 介護納付金分

医療分 (限度額63万円)	=	所得割 基準総所得金額など × 6.90%	+	均等割 38,800円 × 加入者数
支援金分 (限度額19万円)	=	所得割 基準総所得金額など × 2.40%	+	均等割 12,900円 × 加入者数
介護分 (限度額17万円) 40歳～64歳	=	所得割 基準総所得金額など × 2.10%	+	均等割 15,800円 × 加入者数

※基準総所得金額等=前年の総所得金額等-33万円(基礎控除額)